（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）の施行の日から施行する。ただし、電気通信事業法施行規則第三十二条第一項第五号及び様式第二十三の改正規定は、公布の日から施行する。	**附　則** （施行期日） 1　この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、電気通信事業法施行規則第三十二条第一項第五号及び様式第二十三の改正規定は、公布の日から施行する。 （認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務に係る読替え） 2　改正法第一条の規定による改正後の電気通信事業法第百十六条の二第二項に規定する認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が、改正法第二条の規定による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）附則第八条第七項により読み替えて適用する改正法第一条の規定による改正後の電気通信事業法第百十六条の二第二項第三号の業務を行う場合における次の表の上欄に掲げる電気通信事業法施行規則の規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十条の八の八第一項	二　法第百十六条の二第二項第二号の業務に係る次に掲げる事項 イ　提供を受けた通信履歴の電磁的記録の提供元の電気通信事業者の氏名又は名称 ロ　イの通信履歴の電磁的記録の提供を受けた日時 ハ　イの通信履歴の電磁的記録の項目 ニ　イの通信履歴の電磁的記録を用いた調査及び研究の概要	二　法第百十六条の二第二項第二号の業務に係る次に掲げる事項 イ　提供を受けた通信履歴の電磁的記録の提供元の電気通信事業者の氏名又は名称 ロ　イの通信履歴の電磁的記録の提供を受けた日時 ハ　イの通信履歴の電磁的記録の項目 ニ　イの通信履歴の電磁的記録を用いた調査及び研究の概要 ホ　ニの調査及び研究の成果の普及の概要